

資料

平成21年4月24日

金融庁

目次

○ 協同組織金融機関の全国組織に係る制度比較	2
○ 農林中央金庫が策定する基本方針について	3
○ 協同組織中央機関（単体）に係る諸計数	5
○ 20年4月以降の信金中金・全信組連の財務状況に関わる出来事	6
○ 金融機能強化法改正の概要	7
○ 協同組織金融機関の中央機関への資本参加の枠組み	9
○ 海外の協同組織金融機関	10
○ 信用金庫・信用組合の会員・組合員資格	11
○ 会社企業の資本金階級別企業数・常用従業者別企業数	12
○ 信用金庫・信用組合の業務範囲の主な変遷	13
○ 過去10年間の地区拡張等の実績	15
○ 地区にかかる関連条文等（信用金庫）	16
○ 地区にかかる関連条文等（信用組合）	17
○ 協同組織中央機関の余資運用について	18
○ 員外預金・貸出金の業態別比較	19
○ 協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）と銀行の機関の比較	20
○ 協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）の監事制度と銀行の監査役会制度	22
○ 信用金庫・信用組合の組織等の主な変遷	23
○ 信用金庫・信用組合の総会・総代会に関する取組み	25
○ A信用金庫及びB信用組合のディスクロージャーからみる総（代）会の項目	26
○ 信用金庫・信用組合と銀行の決算等の状況	27

協同組織金融機関の全国組織に係る制度比較

	信金中央金庫	全国信用協同組合連合会	農林中央金庫
関連する法令	○信用金庫法	○中小企業等協同組合法	○農林中央金庫法 ○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下「再編・強化法」） ※単位農協等は農業協同組合法等
位置付け	○地区・会員に係る規制以外は 単位信金と並列の組織	○地区・会員に係る規制以外は 単位信組と並列の組織	○信用事業を行う単位農協等に対する指導等、業態内で独自の役割を担う組織
目的	○特段の規定なし	○特段の規定なし	○農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関として、これらの協同組織のために金融の円滑を図ることにより、農林水産業の発展に寄与し、もって国民経済の発展に資すること（農中法第1条）。
単位協金との関係で有する権限等	○特段の規定なし	○特段の規定なし	○単位農協等に対し、信用事業の再編、強化のために必要な指導を行う権限（再編・強化法第3条） ○単位農協等の信用事業を強化するための基本方針を策定する義務（再編・強化法第4条） ○単位農協に対し、報告・資料提出を求める権限（再編・強化法第5条） ○農林中央金庫が、 ①信連等を吸収する合併 ②単位農協等からの事業譲渡 の受け皿となることを可能とする制度的枠組み（再編・強化法第3章、第4章） ○相互支援基金のための別法人（JAバンク支援協会）を指定し、単位農協等に対する支援を要請する権限（再編・強化法第32条、第33条）

農林中央金庫が策定する基本方針について

農林中央金庫（農中）		＜参考＞ 信金中央金庫（信金中金） 全国信用協同組合連合会（全信組連）
基本方針に関する法令上の義務		—
<p>○基本方針の策定義務：規定あり（再編・強化法第4条第1項）</p> <p>○基本方針の記載義務事項：規定あり（再編・強化法第4条第2項）</p> <p>＜具体的内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用事業の再編及び強化の基本的方向 ・信用事業の再編のために必要とされる事業譲渡等に関する事項 ・単位農協や信連が行う措置（自己資本の充実・財務内容の健全性確保を図るための措置）等 <p>○基本方針の行政庁への届出義務：規定あり（再編・強化法第4条第6項）</p>		○信金中央金庫と信金は経営力強化制度に関する契約、全国信用協同組合連合会と信組は経営安定支援制度に関する契約を任意で締結
基本方針の具体的内容		経営力強化制度等の具体的内容
資料等の提出・報告	<p>①信連・単位農協は、農中に対し事業計画書、決算速報等を記載した経営管理資料等を提出</p> <p>②信連・単位農協は、行政による検査やJA全国監査機構による監査を受けたときは、その際の監査等の指摘事項について農中に報告</p> <p>③農中は、不良債権比率に関する基準等の実施基準に該当した信連・単位農協に対し業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）を実施</p>	<p>①単位信金・信組は、信金中金・全信組連に対し、業務報告書・決算速報等業務及び財産の状況等に関する資料を提出</p> <p>②単位信金・信組は、行政による検査を受けたときは、その際の指摘事項について、信金中金・全信組連への報告義務なし</p> <p>③－1 信金中金は、提出資料に基づく経営分析の結果、経営相談の勧奨を受託した単位信金に対して経営相談を実施</p> <p>③－2 全信組連は、提出資料に基づく経営分析の結果、必要と認める信組に対し、全国信用組合監査機構による監査（オンサイトモニタリング）を実施</p> <p>③－3 信金中金・全信組連は、資本支援先に対しては、別途、覚書・内部規定により、モニタリング等を実施</p>
破綻未然防止に向けた取組み	<p>○自己資本比率・体制整備状況等に応じ、</p> <ul style="list-style-type: none"> －信連・単位農協の資金運用の範囲を制限 －信連・単位農協の経営改善に向けた取組みを義務付け <p>※自己資本比率・体制整備状況等によっては、組織統合（単位農協は農中・信連への事業譲渡等、信連は農中への事業譲渡等）を実施</p>	○自己資本比率・体制整備状況等に応じた資金運用の範囲制限・経営改善に向けた取組みの義務付けなし

資本増強	<p>○農中とは別法人である（社）JAバンク支援協会（指定支援法人）による支援を実施</p> <p>※農中・信連・単位農協は、毎年度、（社）JAバンク支援協会への財源を拠出</p>	○信金中金・全信組連による支援を実施
資金運用の安全性・効率性確保	<p>○余裕金の相当割合について、上部団体への預入義務あり</p> <p>＜具体的割合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位農協→信連：3分の2以上 ・信連→農中：2分の1以上 	○余裕金預入義務なし
基本方針を遵守しない会員に対する措置	○勧告・警告・JAバンクシステムからの強制脱退などの措置を実施可能	○契約を遵守しない単位信金・信組に対する措置は特になし

協同組織中央機関（単体）に係る諸計数

(20年3月末)	信金中金	全信組連	労金連	農林中金
1. 総資産	26.2 兆円	3.9 兆円	4.5 兆円	61.2 兆円
2. 預金 (傘下金融機関からの預け金)	18.6 兆円 (17.7 兆円) ○ 傘下信金の余裕資金について、信金中金への預け入れ義務はなし。 ○ 実際の傘下信金の余裕資金に係る信金中金への預け入れは約 35%。	3.7 兆円 (3.7 兆円) ○ 傘下信組の余裕資金について、全信組連への預け入れ義務はなし。 ○ 実際の傘下信組の余裕資金に係る全信組連への預け入れは約 50%。	3.9 兆円 (3.5 兆円) ○ 傘下労金の余裕資金について、労金連への預け入れ義務あり。(預金の 11%以上) ○ 実際の傘下労金の余裕資金に係る労金連への預け入れは約 75%。	38.8 兆円 (33.9 兆円) ○ 農協・信農連は、各上部機関への預け入れ義務あり。 〔農協→信農連:2/3 以上 信農連→農林中金:1/2 以上〕 ○ この結果、余裕資金について、農協から信農連・農林中金への預け入れは約 90%、同じく信農連から農林中金への預け入れは約 65%となっている。
3. 有価証券残高 (有価証券運用利回り)	16.8 兆円 (1.40%)	3.1 兆円 (1.13%)	3.6 兆円 (1.32%)	36.3 兆円 (4.30%)
4. 自己資本比率	15.7%	13.2%	20.2%	12.5%
5. 資本増強制度の活用実績※	(累計) 57 金庫、3,587 億円 (残高) 30 金庫、2,504 億円	(累計) 41 組合、541 億円 (残高) 23 組合、449 億円	(累計) 1 金庫、60 億円 (残高) 1 金庫、20 億円	(累計) 信農連、農協 23 件、516 億円 信漁連、漁協 9 件、142 億円 (残高) 信農連、農協、23 件 516 億円 信漁連、漁協 9 件 142 億円 (注) 資本増強は、農林中金や信農連等が出資する(社)ジェイエイバンク支援協会等(基金)等が実施している。

※ 累計の機関数は延べ数

20年4月以降の信金中金・全信組連の財務状況に関わる出来事

	信金中央金庫	全国信用組合連合会
平成20年4月	○20年3月期決算 (自己資本額：8,681億円、自己資本比率：15.75%)	○20年3月期決算 (自己資本額：1,044億円、自己資本比率：13.25%)
6月	○20年度第1四半期決算 (自己資本額：8,799億円、自己資本比率：14.56%)	
9月	○信用金庫業界から永久劣後ローンによる総額2,200億円程度の調達を行う予定であることを公表 ○20年9月期中間決算 (自己資本額：10,265億円、自己資本比率：16.80%)	○20年9月期中間決算 (自己資本額：949億円、自己資本比率：11.82%)
11月	○国際統一基準行から国内基準行に移行する方針を公表	○信用組合業界から永久劣後ローンによる総額300億円程度の調達を行う予定であることを公表
12月	○20年第3四半期決算 (自己資本額：6,494億円、自己資本比率：11.66%)	
平成21年4月	○21年3月期の業績予想修正を公表 【連結業績予想修正後】 経常収益 4,850億円 経常利益 ▲2,170億円 当期純利益 ▲1,840億円 自己資本比率予想 10%前後 ○信用金庫業界から普通出資の増資による総額2,000億円程度の調達を行う予定であることを公表(実施予定：本年6月)	

金融機能強化法改正の概要 【個別の金融機関への資本参加スキーム(既存スキーム)】

法律改正のポイント

1. 目的

(——— 部分が改正箇所)

- 金融機能の強化を通じて地域における経済の活性化が図られるよう、金融機関に対して国が資本参加

2. 金融機関による申請

(申請期限：平成24年3月末)

- 国の資本参加を申請する金融機関は下記を記載した経営強化計画を策定・提出
 - ① 収益性・効率性等の目標、目標達成のための方策
 - ② 従前の経営体制の見直し等責任ある経営体制の確立
 - ③ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策

(注) 従来とは異なり、金融機関の経営責任等の明確化（申請時に自己資本比率が基準値未満のケースや資本参加後に経営の数値目標未達成のケース）は制度上一律には求めない。
ただし、従前の経営に関する分析結果によっては、経営責任の明確化が求められる場合もある。

3. 国による資本参加の決定

- 下記の基準を満たす場合に国が資本参加
 - ① 収益性・効率性等の向上が見込まれること
 - ② 地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化等が見込まれること
 - ③ 公的資金の回収が困難でないこと
 - ④ 適切な資産査定がなされていること
 - ⑤ 破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと

4. 事後チェック

- ・金融機関が半期ごとに当局に対し計画の履行状況を報告（原則として公表）
- ・当局がフォローアップ（必要に応じ監督上の措置）

政令・内閣府令・監督指針の改正ポイント

金融機関による申請

- 経営改善の目標
 - ・コア業務純益又はコア業務純益ROAが計画の始期より上昇
 - ・業務粗利益経費率が計画の始期より低下
- 経営責任
 - ・従前の経営に関する分析の結果、経営者の責めに帰すべき事由により自己資本比率が基準値未満となったと認められる場合には、経営責任の明確化等の方策を記載
- 信用供与の円滑化
 - ・「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を策定し、中小規模事業者等向け貸出比率の水準を維持・向上させるための方策及び中小規模事業者等向け貸出残高の見込み等を記載

国による資本参加の決定

- 自己資本比率が基準値未満の金融機関について、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には国の資本参加の基準を満たさないことを明確化
 - 「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を適切かつ円滑に実施するための方策についての審査の着眼点を明確化
- <従来、合併等を伴わない場合に加重されていた「地域での自力資本調達を行う」との要件は制度上求めない>

事後チェック

- 経営改善の状況
 - ・収益性などについて目標未達成の場合の役員退任を一律には求めない（但し、目標を下回った場合等の理由・改善策について報告徴求。必要に応じ業務改善命令の発動を検討）
- 信用供与の円滑化の状況
 - ・中小規模事業者等向け貸出比率及び残高が計画の始期を下回った場合は、その理由について報告徴求。改善に向けた施策が不十分であれば、必要に応じ業務改善命令の発動を検討
 - ・2期連続で下回った場合は、原則として業務改善命令の発動を検討

金融機能強化法改正の概要 【協同組織金融機関の中央機関への資本参加スキーム(新設スキーム)】

法律改正のポイント

1. 目的

- 協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、中央機関（信金中金・全信組連・労金連・農林中金）に対して予め国が資本参加

2. 中央機関による申請

（申請期限：平成24年3月末）

- 国の資本参加を申請する中央機関は下記を記載した協同組織金融機能強化方針を策定・提出
 - ① 協同組織中央金融機関及び協同組織金融機関における収益性及び業務の効率の向上に向けた方策
 - ② 支援対象となる協同組織金融機関に対する経営指導の方針
 - ③ 公的資金を有効に活用するための体制
 - ④ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策
 - ⑤ 従前の経営体制の見直し等責任ある経営体制の確立

3. 国による資本参加の決定

- 下記の基準を満たす場合に国が資本参加
 - ① 方針が協同組織金融機関全体で提供する金融機能の発揮を促進するために適切なものであること
 - ② 方針の円滑かつ確実な実施が見込まれること
 - ③ 公的資金の回収が困難でないこと
 - ④ 適切な資産査定がなされていること
 - ⑤ 破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと

4. 事後チェック

- ・中央機関が半期ごとに当局に対し協同組織金融機能強化方針の進捗状況を報告（原則として公表）
- ・当局がフォローアップ（必要に応じ監督上の措置）

政令・内閣府令・監督指針の改正ポイント

中央機関による申請

- 公的資金を有効に活用するための体制
 - ・傘下の協同組織金融機関への資本支援が中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化に資することを中央機関で審査するための体制等を記載
- 信用供与の円滑化
 - ・業界全体として、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等に資するための方針
 - ・資本支援を行った傘下の協同組織金融機関の中小規模事業者等向け貸出比率及び残高の水準を維持・向上させるための方策を盛り込んだ「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を記載
- 経営責任
 - ・従前の経営に関する分析の結果、経営者の責めに帰すべき事由により自己資本比率が基準値未満となったと認められる場合には、経営責任の明確化等の方策を記載
- その他
 - ・農林中央金庫については公的資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制を記載

国による資本参加の決定

- 自己資本比率が基準値未満の中央機関について、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には国の資本参加の基準を満たさないことを明確化
- 資本支援を行った傘下の協同組織金融機関に対し、中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化の状況についてフォローアップ・指導を行うこととなっているか等、審査の着眼点を明確化

事後チェック

- 公的資金の返済の可能性
 - ・収益性などについてチェック。2事業年度連続で収益性の指標が方針の始期を下回り、かつ目標を3割以上下回った場合等には、その理由・改善策について報告徴求。返済原資の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、必要に応じ業務改善命令の発動を検討
- 信用供与の円滑化
 - ・業界全体としての、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等に資するための方針の実施状況についてフォローアップ
 - ・中央機関が資本支援した各協同組織金融機関の合算ベースでの中小規模事業者等向け貸出比率及び残高が当該資本支援の始期の合算ベースでの水準を下回った場合は、その理由について報告徴求。改善に向けた施策が不十分であれば、必要に応じ業務改善命令の発動を検討
 - ・2期連続で下回った場合は、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、原則として業務改善命令の発動を検討

協同組織金融機関の中央機関への資本参加の枠組み

1. 申請

⇒ 下記の協同組織金融機能強化方針を提出

- 協同組織中央金融機関及び協同組織金融機関における収益性及び業務の効率の向上に向けた方策
- 資本支援を行う協同組織金融機関に対する経営指導の方針
- 公的資金を有効に活用するための体制
- 中小企業に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策
- 協同組織中央金融機関における従前の経営体制の見直し等責任ある経営体制の確立

2. 国の資本参加の基準

- 協同組織金融機能強化方針が協同組織金融機関全体で提供する金融機能の発揮を促進するために適切なものであること
- 協同組織金融機能強化方針の円滑かつ確実な実施が見込まれること
- 公的資金の回収が困難でないこと
- 適切な資産査定がなされていること
- 破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと

3. 事後チェック

- 半期ごとに協同組織金融機能強化方針の実施状況等について報告・公表（中央機関から支援を受けた協同組織金融機関の名称についても公表）
- 当局がフォローアップ（必要に応じ監督上の措置を講じる）

海外の協同組織金融機関

	ドイツ	フランス	オランダ	イギリス		アメリカ (注2)	
	信用協同組合	クレディ・アグリコル	ラボバンク	住宅金融会社	信用組合	貯蓄金融機関	クレジット・ユニオン
会員資格	出資者 (資格制限なし)	出資者 (資格制限なし)	なし	貯蓄口座開設者 (資格制限なし)	預金者 (職域・地域等の 共通の繋がりを有 する個人)	預金者 (資格制限なし) ※相互会社形態の場 合	預金者 (職域・地域等の 共通の繋がりを有 する個人・団体)
業務 (員 外取引規 制)	預金：自由 貸出：自由	預金：自由 貸出：自由	預金：自由 貸出：自由	預金：会員の貯蓄 口座残高が総負 債の50%以上 貸出：運用資産の 75%以上が居住 用不動産担保貸 付	預金：会員(個人) 貸出：会員(個人)、 信用組合その他 の金融機関向け のみ	預金：会員 貸出：員外規制な し(ただし、商 工業者向け貸出 は総資産の20% まで等、資金使 途による規制あ り)	預金：会員のほか に、他のクレジ ット・ユニオン、 政府職員からの 受入のみ 貸出：会員のほか に、他のクレジ ット・ユニオン 向けのみ
系統の組 織構造	<二(三)層構造> ・DZバンク (・WGZバンク) (注1) ・信用協同組合	<三層構造> ・クレディ・アグ リコルS. A. ・地域圏金庫 ・地方金庫(金融 業務は行わな い)	<二層構造> ・ラボバンク・ネ ダーランド ・地元銀行	なし	なし	なし	<三層構造> ・USセントラ ル・クレジッ ト・ユニオン ・コーポレート・ クレジット・ユ ニオン ・クレジット・ユ ニオン
グループ の機能	・BVR(全国レベ ルの非事業組 織)による金融 機関保護基金の 運営 ・11の地区監査連 合会による信用 協同組合の監 査・経営指導	・グループ内の相 互保証制度 ・クレディ・アグ リコルS. A. による傘下金融 機関の検査・監 督	・グループ内の相 互保証制度 ・ラボバンク・ネ ダーランドによ る傘下金融機関 の監督	—	—	—	・FedWire(FRB が運営する決済 ネットワーク) に加盟し、組合 間の資金過不足 を調整

(注1) ドイツのWGZバンクは、西ドイツのノルトライン-ヴェストファレン州とラインラント-プファルツ州の一部をエリアとする地域中央機関。

(注2) アメリカには、協同組織形態ではないが、中小企業金融の担い手として、法人所得税が非課税となるSコーポレーション銀行が存在。

(出典) 『海外における協同組織金融機関の現状』日本銀行信用機構局 2004. 10

『フランス・オランダの地域金融システム』山村延郎 等を参考に作成

信用金庫・信用組合の会員・組合員資格

	信用金庫	信用組合
会員・組合員資格 (地区内に…)	<ul style="list-style-type: none"> ○住所又は居所を有する者 ○事業所を有する者 ○勤労に従事する者 ○事業所を有する者の役員、信用金庫の役員 <p><事業者の場合の要件> 従業員 300 人以下又は資本金 9 億円以下</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○住所又は居所を有する者 ○事業を行う小規模の事業者 ○勤労に従事する者 ○事業を行う小規模の事業者の役員、信用組合の役員 <p><事業者の場合の要件> 従業員 300 人以下又は資本金 3 億円以下</p> <p style="margin-left: 20px;"> (卸売り業：100 人以下又は 1 億円以下 小売業：50 人以下又は 5,000 万円以下 サービス業：100 人以下又は 5,000 万円以下) </p>

(注) 信用組合の中小企業者の定義は、中小企業基本法の定義に準拠。

会社企業の資本階級別企業数・常用従業者別企業数

(1) 資本階級別企業数

資本金 (出資金) 階級	5,000万円 未満	5,000万円～ 1億円未満	1億円～ 3億円未満	3億～10億円 未満	10億円以上	総数
企業数	1,446,546	40,287	14,801	8,256	5,945	1,515,835
構成比	95.4%	2.7%	1%	0.5%	0.4%	100%
構成比累計	95.4%	98.1%	99.1%	99.6%	100%	—

(資料) 総務省統計局『平成18年事業所・企業統計調査(概要)』

(2) 常用従業者数別企業数

常用 従業者数	50人未満	50人～100人未満	100人～300人未満	300人以上	総数
企業数	1,427,758	45,528	30,383	11,781	1,515,835
構成比	94.2%	3%	2%	0.8%	100%
構成比累計	94.2%	97.2%	99.2%	100%	—

(資料) 総務省統計局『平成18年事業所・企業統計調査』

(注) 会社企業とは、経営組織が株式会社(有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社で、本所と支所を含めた全体をいう。
単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となる。

企業数＝単独事業所＋本所事業所の合計。

単独事業所：他の場所に同一経営の本所(本社・本店)や支所(支社・支店)を持たない事業所。

本所事業所：他の場所に同一経営の支所(支社・支店)があつて、それらのすべてを統括している事業所。

信用金庫・信用組合の業務範囲の主な変遷

	信用金庫	信用組合
昭和26年改正		<p>◆員外預金制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体 ・組合員と生計を一にする配偶者、その他親族
昭和27年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○会員のためにする有価証券払込金の受入れ等 ○地方公共団体、金融機関に対する貸し付け 	
昭和43年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○内国為替、有価証券の払込金の受入れ等の員外利用 ○卒業生金融、小口員外貸出 <p>◆一会員に対する貸出限度の新設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○組合員のためにする内国為替、有価証券の払込金の受入れ等 ○地方公共団体等に対する預担貸し <p>◆一組合員に対する貸出限度の新設</p> <p><中央機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ○会員のためにする内国為替、保護預り ○地方公共団体等に対する預担貸し ○信用組合の組合員に対する貸付け
昭和48年改正	<p><中央機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ○会員以外の者の預金の受入れ ○有価証券の払込金の受入れ等 ○国民金融公庫その他大蔵大臣の指定する者の業務の代理 	<ul style="list-style-type: none"> ○組合員以外の者の預金又は定期積金の受入れ ○国民金融公庫その他大蔵大臣の指定する者の業務の代理
昭和56年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○外国為替業務 ◎国債等の窓販 	<ul style="list-style-type: none"> ○内国為替、有価証券の払込金の受入れ等の員外利用 ○組合員以外の者に対する政令で定めるところによる貸付け <p><中央機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ○信用組合と同様の業務を全て行う
昭和60年改正	◎国債等公共債のディーリング業務の取扱い	
平成4年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○信託業務 ○社債等の募集の受託等 	<ul style="list-style-type: none"> ○信託業務 ○社債等の募集の受託等 ○国債等の窓販及びディーリング業務 ○外国為替業務 ○員外者に対する有価証券等の保護預り ○余裕金の運用制限の撤廃

		○債務保証に係る制限の緩和
平成 10 年改正	◎有価証券デリバティブ等 ◎投資信託窓販	◎有価証券デリバティブ等 ◎投資信託窓販
平成 12 年改正	◎保険窓販（一部解禁）	◎保険窓販（一部解禁）
平成 14 年改正	◎振替業 ◎有価証券等清算取次ぎ	◎振替業 ◎有価証券等清算取次ぎ
平成 15 年改正	◎有価証券の売買等に係る書面取次ぎ ◎証券仲介業	◎有価証券の売買等に係る書面取次ぎ ◎証券仲介業
平成 16 年改正	◎信託契約代理業 ◎信託受益権販売業	◎信託契約代理業 ◎信託受益権販売業
平成 17 年改正	◎信用金庫等代理業（銀行や他の協同組織金融機関の業務の代理・媒介）	◎信用組合等代理業（銀行や他の協同組織金融機関の業務の代理・媒介）
平成 19 年改正	◎保険窓販（全面解禁）	◎保険窓販（全面解禁）

(注) 上記表の印については、「○」：業務範囲拡大、「◎」：昭和 56 年以降業務範囲拡大のうち銀行法改正と同時に改正したもの、「◆」：業務範囲制限をそれぞれ表している。

過去10年間の地区拡張等の実績

➤ 信用金庫

(単位：件)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	10年度～ 19年度計
地区拡張の実績	17	15	8	20	19	17	23	54	25	11	209
地区拡張を主な 目的とするもの	15	10	2	6	4	7	19	51	22	9	145
事業譲受を 契機とするもの		2	4	8	4						18
合併を 契機とするもの	2	3	2	6	11	10	4	3	3	2	46

(注) 信用金庫における地区縮小の実績は、18年度に1件である。

➤ 信用組合

(単位：件)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	10年度～ 19年度計
地区拡張の実績	14	15	3	23	20	7	4	15	7	8	116
地区拡張を主な 目的とするもの	3	8	1	10	8	5	3	14	5	7	64
事業譲受を 契機とするもの	11	3	1	11	9	1					25
合併を 契機とするもの		4	1	2	3	1	1	1	2	1	16

(注) 信用組合における地区縮小の実績は、17年度に3件である。

地区にかかる関連条文（信用金庫）

○ 信用金庫法（抄）

（定款）

第二十三条

3 金庫の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

三 地区

（内閣総理大臣の認可）

第三十一条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 定款を変更しようとするとき。

○ 信用金庫法施行規則（抄）

（定款の変更等の認可の申請等）

第十六条

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 定款の変更

イ 定款の変更が地区の拡張に関するものである場合には、現在の地区及び拡張しようとする地区の経済の事情に照らし、地区の拡張が必要であると認められ、かつ、当該金庫が当該地区において事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

ロ 定款の変更が地区の縮小に関するものである場合には、縮小しようとする地区における会員その他の顧客に係る取引が他の金融機関へ支障なく引き継がれるなど当該地区における会員その他の顧客に著しい影響を及ぼさないものであること。

ハ 定款の変更がその他の事項に関するものである場合には、定款の変更が必要であると認められ、変更の内容が法、令及びこの府令の規定に違反しないこと。

地区にかかる関連条文等（信用組合）

○ 中小企業等協同組合法（抄）

（定款）

第三十三条 組合の定款には、次の事項（共済事業を行う組合にあつては当該共済事業（これに附帯する事業を含む。）に係る第八号の事項を、企業組合にあつては第三号及び第八号の事項を除く。）を記載し、又は記録しなければならない。

三 地区

（総会の議決事項）

第五十一条

- 2 定款の変更（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の定款の変更にあつては、内閣府令で定める事項の変更を除く。）は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 前項の認可については、第二十七条の二第四項から第六項までの規定を準用する。

（設立の認可）

第二十七条の二

- 5 行政庁は、第二項に規定する組合の設立にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。
 - 一 設立の手續又は定款、事業計画の内容若しくは業務の種類若しくは方法が法令に違反するとき。
 - 二 地区内における金融その他の経済の事情が事業を行うのに適切でないと認められるとき。
 - 三 常務に従事する役員が金融業務に関して十分な経験及び識見を有する者でないと認められるとき。
 - 四 業務の種類及び方法並びに事業計画が経営の健全性を確保し、又は預金者その他の債権者の利益を保護するのに適当でないと認められるとき。

○ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

V-5 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係

V-5-1-3 認可事項の審査に際しての留意点

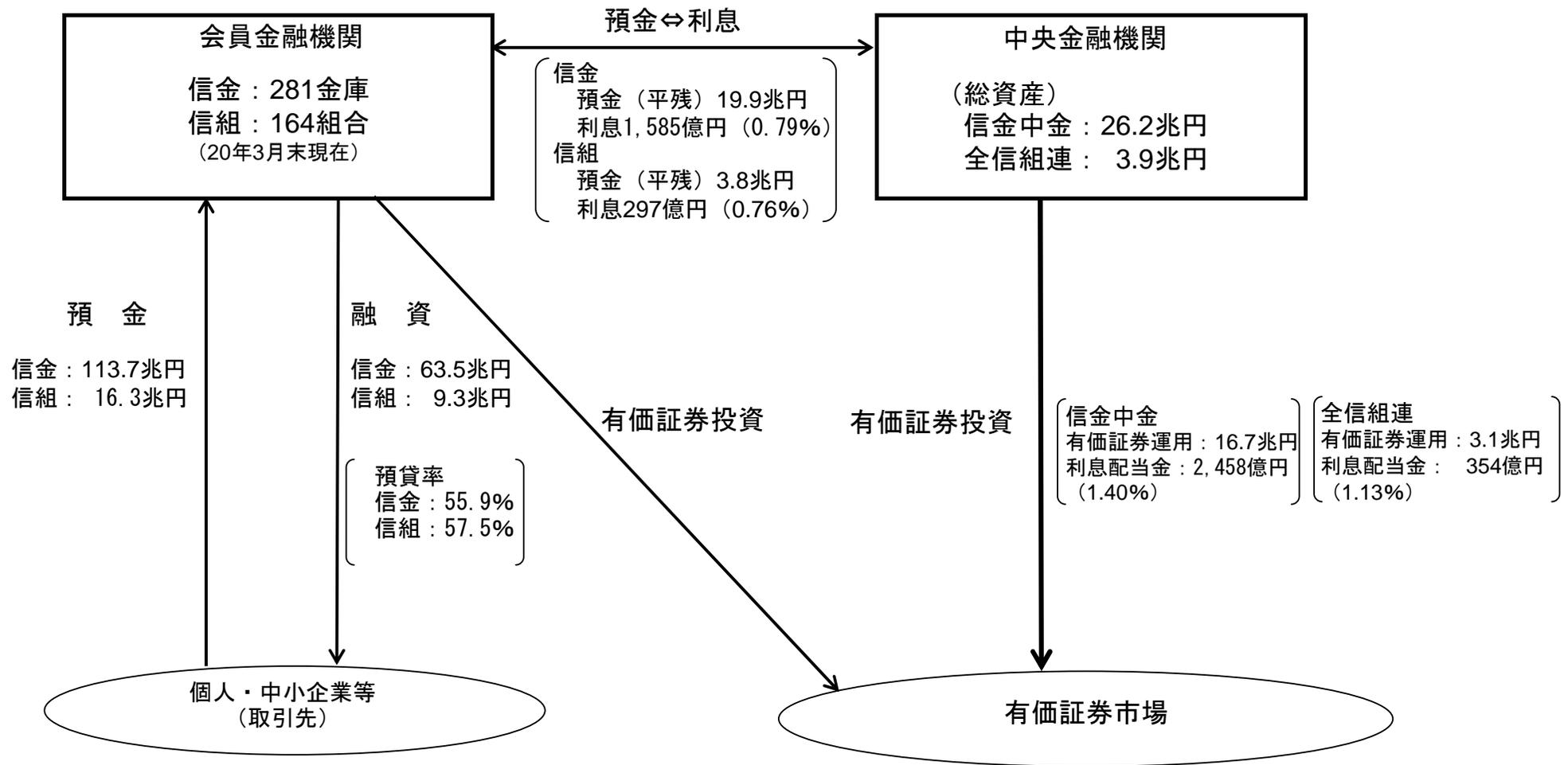
(2) 地区の拡張に関する定款の変更

現在の地区及び拡張しようとする地区における金融その他の経済の事情に照らし、地区の拡張が必要であると認められ、かつ、当該組合が当該地区において事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができるか。

(3) 地区の縮小に関する定款の変更

縮小しようとする地区における預金者その他の債権者（以下「預金者等」という。）に係る取引が他の金融機関へ支障なく引き継がれるなど当該地区における預金者等の利益の保護に欠けるおそれがないか。

協同組織中央機関の余資運用について



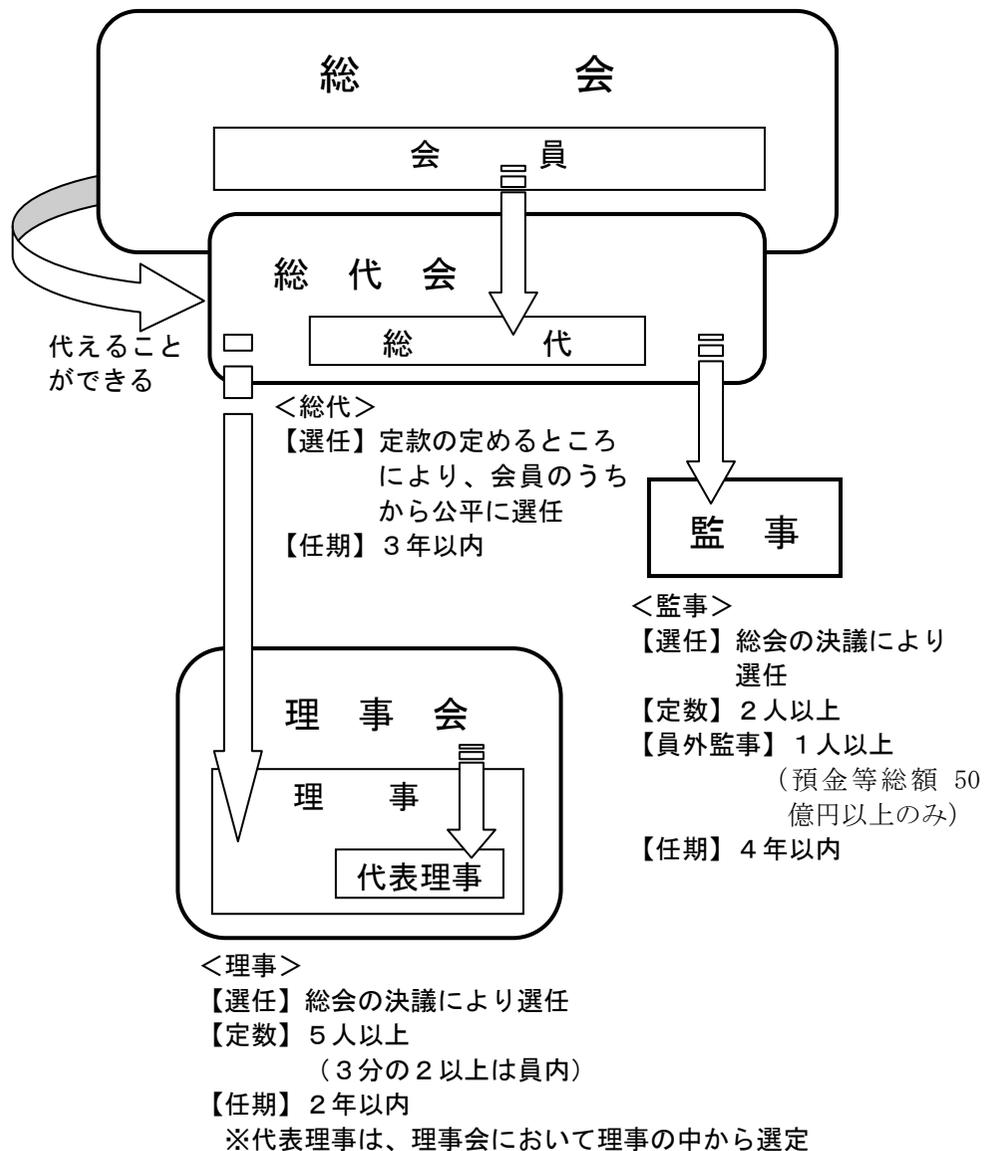
(注) 計数はいずれも20年3月期
 (出典) 各業界団体、金融機関公表資料

員外預金・貸出金の業態別比較

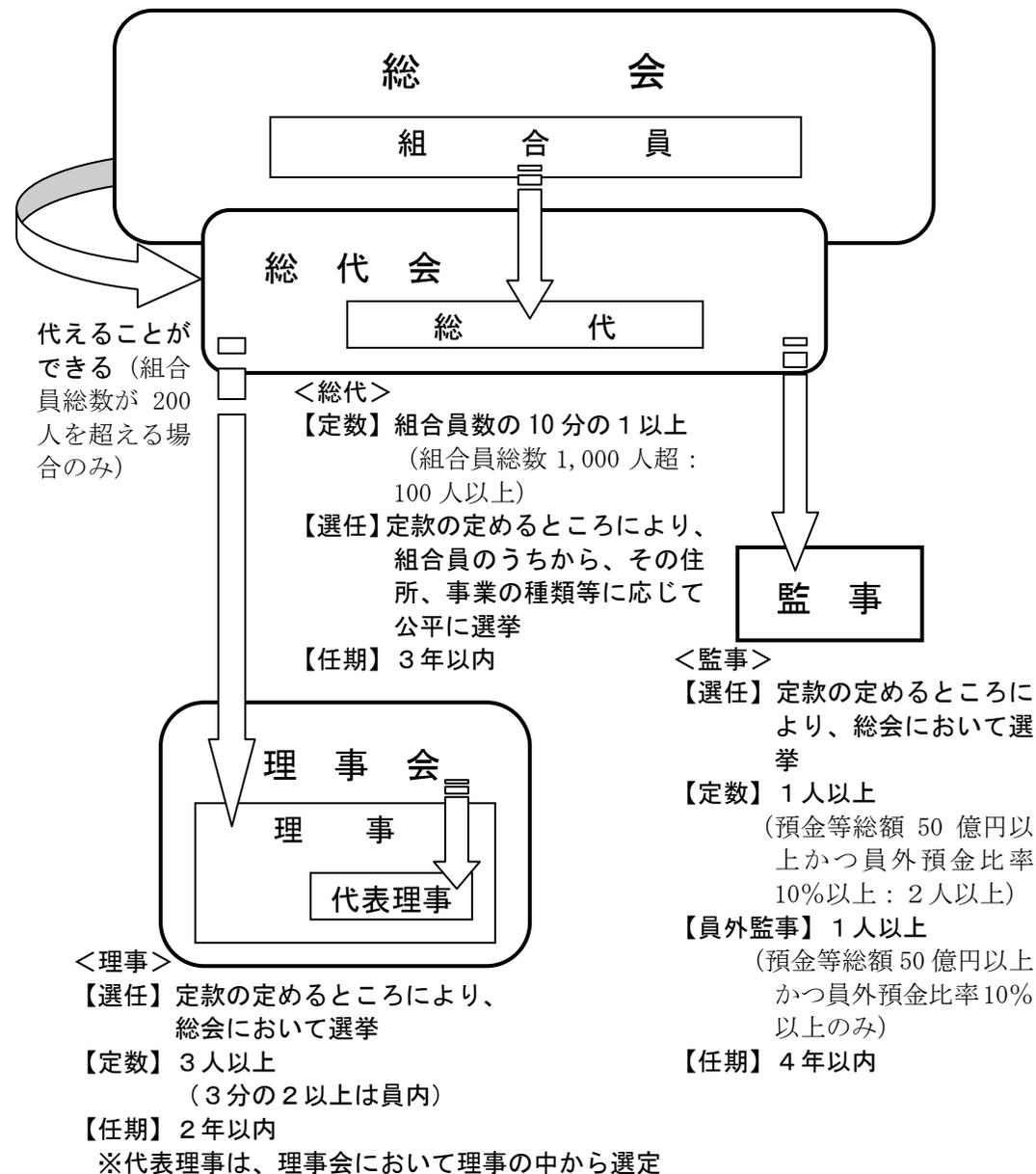
	信用金庫	信用組合
員外預金	○制限なし	○制限あり 組合員以外の者（国等及び配偶者等を除く。）の預金又は定期積金の受入れは、預金及び定期積金の総額の100分の20を超えてはならない。
員外貸出	○制限あり ①～⑤及び⑧の合計額は、貸付等の総額（⑨を除く）の100分の20を超えてはならない。 ※会員に対する貸付等業務を妨げない限度において可能 ①預金又は定期積金を担保とする貸付 ②大規模事業者になったことにより脱退したものへの一定期間の貸付等（卒業生金融） ・会員であった期間が3年以上5年未満の場合：脱退のときから5年間 ・会員であった期間が5年以上の場合：脱退のときから10年間 ③会員以外の者で会員資格を有する者への一定額以内の貸付等（小口員外貸出）※7百万円 ④独立行政法人又は地方独立行政法人に対する貸付等 ⑤PFI選定事業者に対する選定事業に係る貸付 ⑥地方公共団体への貸付 ⑦勤労者財産形成持家融資等の原資としての雇用・能力開発機構等への貸付 ⑧地方住宅供給公社等への貸付等 ⑨金融機関への貸付等	○制限あり ①～⑤及び⑦の合計額は、貸付等の総額（⑧を除く）の100分の20を超えてはならない。 ※組合員に対する貸付等業務を妨げない限度において可能 ①預金又は定期積金を担保とする貸付 ②組合員以外の者で組合員資格を有する者への一定額以内の貸付等（小口員外貸出）※5百万円 ③独立行政法人又は地方独立行政法人に対する貸付等 ④PFI選定事業者に対する選定事業に係る貸付 ⑤地方公共団体への貸付 ⑥勤労者財産形成持家融資等の原資としての雇用・能力開発機構等への貸付 ⑦地方住宅供給公社等への貸付等 ⑧金融機関への貸付等

協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）と銀行の機関の比較

信用金庫

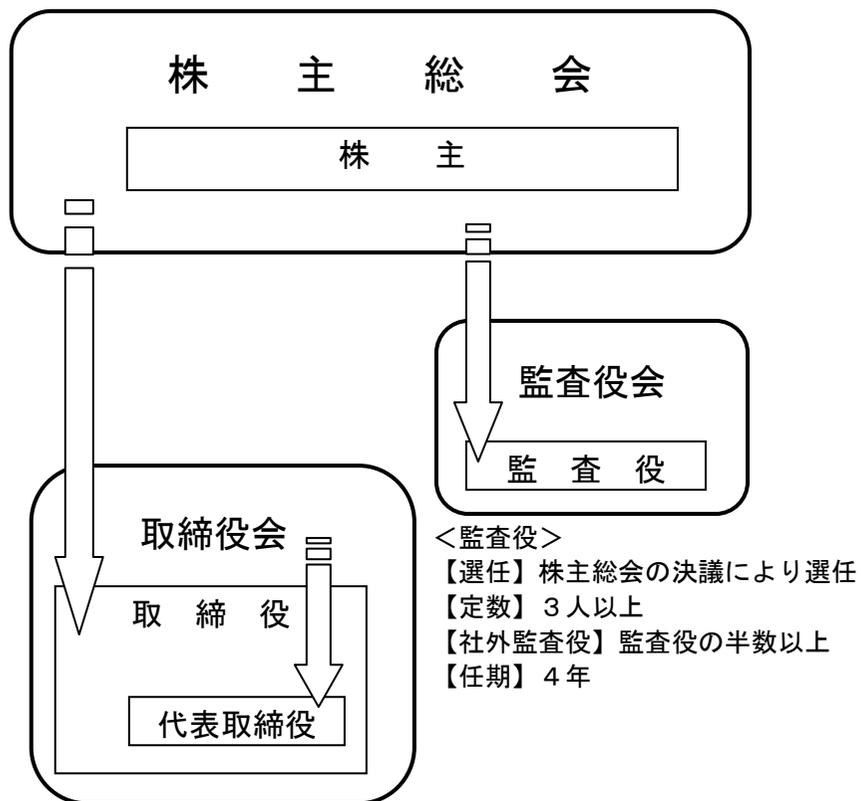


信用組合



(参考) 農業協同組合においては、従来の理事会が有していた①組合の意思決定機能と②日常的業務執行機能という2つの機能を分離し、それぞれ「経営管理委員会」と「理事会」という別々の機関に担わせる経営管理委員会制度を各組合の判断で導入できる（単位組合は従来の理事会制との選択制、農林中金・信連は義務）こととされている。

銀行（監査役会設置会社）



<取締役>

【選任】株主総会の決議により選任

【定数】3人以上

【任期】2年以内

※代表取締役は、取締役会において取締役の中から選定

<監査役>

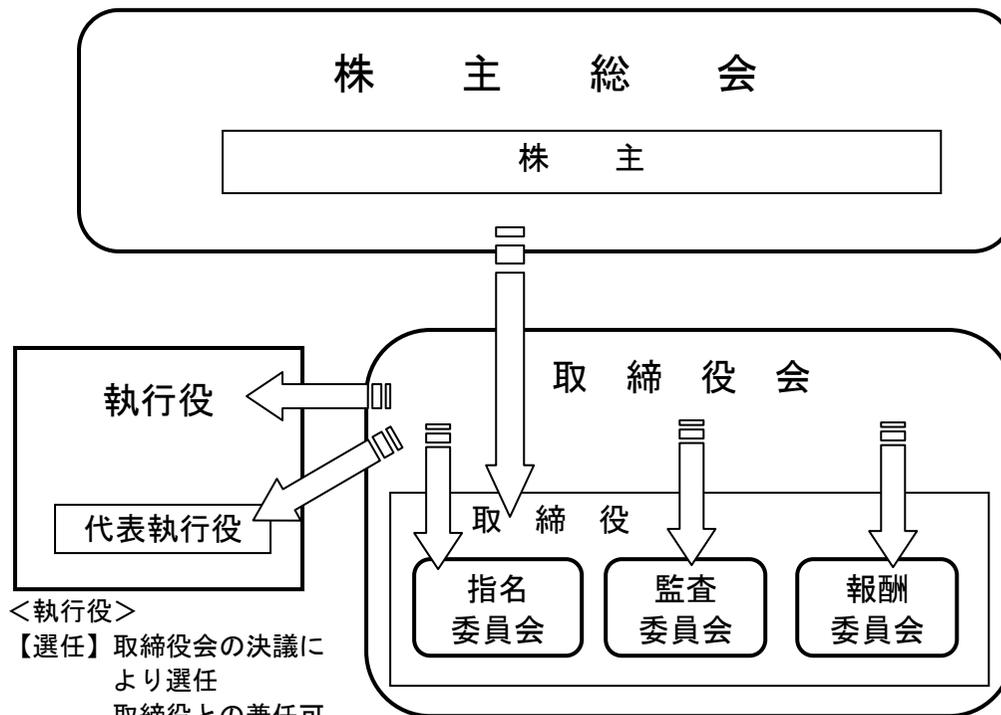
【選任】株主総会の決議により選任

【定数】3人以上

【社外監査役】監査役の半数以上

【任期】4年

銀行（委員会設置会社）



<執行役>

【選任】取締役会の決議により選任

取締役との兼任可

【定数】1人以上

【任期】1年以内

※代表執行役は、取締役会において執行役の中から選定

<取締役>

【選任】株主総会の決議により選任

【定数】3人以上

【任期】1年以内

<それぞれの委員会の委員>

【選任】取締役会の決議により選定

【定数】3人以上

【社外取締役】委員の過半数

【任期】1年以内

協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）の監事制度と銀行の監査役会制度

規模等要件	信用金庫		信用組合		銀行 (監査役会設置会社)
	<預金等総額> 以上 ←50億円→ 未満		<員外預金比率> 以上 ←10%→ 未満	<預金等総額> 以上 ←50億円→ 未満	
定数	2名以上		2名以上		1名以上
構成条件	員外監事を設置（1人以上）	—	員外監事を設置（1人以上）	—	3名以上
	<員外監事> ①会員以外 かつ、 ②元理事・職員等以外（就任前5年間当該金庫の理事又は職員等でなかった者）		<員外監事> ①組合員以外 かつ、 ②元理事・職員等以外（就任前5年間当該組合の理事又は職員等でなかった者）		社外監査役を設置 (定数の半数以上) <社外取締役> 元取締役・使用人等以外（過去に株式会社の取締役又は支配人その他使用人等でなかった者）
	常勤監事を選定	—	常勤監事を選定	—	常勤監査役を選定
選任	総会（総代会）の決議		総会（総代会）の選挙又は総会（総代会）による選任		株主総会の決議
選任等に関する監事の意見陳述権等	総会（総代会）に出席し意見陳述可		総会（総代会）に出席し意見陳述可		株主総会に出席し意見陳述可
	・理事が監事の選任に関する議案を総会（総代会）に提出するには、監事の過半数の同意必要 ・理事に対し、監事の選任を総会（総代会）の目的とすること又は監事の選任に関する議案を総会（総代会）に提出することを要求可	—	・理事が監事の選任に関する議案を総会（総代会）に提出するには、監事の過半数の同意必要 ・理事に対し、監事の選任を総会（総代会）の目的とすること又は監事の選任に関する議案を総会（総代会）に提出することを要求可	—	・取締役が選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役の過半数の同意必要 ・取締役に対し、監査役の選任を株主総会の目的とすること又は監査役の選任に関する議案を株主総会に提出することを要求可
解任	会員からの解任請求手続き		組合員からの解任請求手続き		株主総会の決議
解任等に関する意見陳述権	総会（総代会）に出席し意見陳述可		総会（総代会）に出席し意見陳述可		株主からの解任請求手続き 株主総会に出席し意見陳述可
任期	4年以内		4年以内		4年
権限	独任制（独立して権限を行使）		独任制（独立して権限を行使）		独任制に留意しつつ、権限を監査役会と監査役に分配

(注) 信用組合の規模等要件の表示について：点線左囲み内の規律が適用される組合は、預金等総額と員外預金比率の両方の基準に該当する場合。(例：監事の定数が2名以上必要＝預金等総額が50億円以上かつ員外預金比率10%以上の組合、常勤監事の選定義務あり＝預金等総額200億円以上かつ員外預金比率10%以上の組合。)
従って、預金等総額又は員外預金比率の基準のうち、片方でも該当しない場合には、点線左囲み内に記載の規律は基本的に適用されない。

信用金庫・信用組合の組織等の主な変遷

	信用金庫	信用組合
昭和27年改正		○員外役員枠の設定
昭和43年改正	○解散、合併等について総代会において決議可	
昭和55年改正		○役員を選出方法として従来の選挙制に加えて選任制を追加
平成4年改正	<ul style="list-style-type: none"> －役員規定の見直し ○員外役員枠の設定 ◆監事機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・監事の役割を業務監査まで拡大 ・理事会への出席、意見の陳述 ◆経営の健全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・経営の健全性の確保に関する銀行法の規定を準用 ＜中央機関＞ ・大口信用供与規制（親子連結ベース） ・子会社等の間における弊害防止措置 	<ul style="list-style-type: none"> ◆役員規定の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・監事の役割を業務監査まで拡大 ・理事会への出席、意見の陳述 ◆経営の健全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・経営の健全性の確保に関する銀行法の規定を準用 ＜中央機関＞ ・大口信用供与規制（親子連結ベース） ・子会社等の間における弊害防止措置 <p>○解散、合併等について、総代会において決議可</p>
平成8年改正	<ul style="list-style-type: none"> ◆役員、支配人、職員の兼職・兼業を制限 ◆監査体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・監査報告書の作成・提出義務等 ・預金等総額：1,000億円以上の信金に員外監事の登用を義務付け ・預金等総額：2,000億円（*）以上の信金に外部監査を義務付け ◆早期是正措置の導入（銀行法の準用） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆役員兼職・兼業を制限 ◆監査体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・監査報告書の作成・提出義務等 ・預金等総額：1,000億円以上かつ員外預金比率15%以上の信用協同組合に員外監事の登用を義務付け ・預金等総額：2,000億円（*）以上かつ一定員外預金比率15%以上の信用協同組合に外部監査を義務付け ◆早期是正措置の導入（銀行法の準用）
平成10年改正	<ul style="list-style-type: none"> ◆預金者等に対する情報の提供に関する銀行法の規定を準用 ◆ディスクロージャー誌の縦覧 	<ul style="list-style-type: none"> ◆預金者等に対する情報の提供に関する銀行法の規定を準用 ◆ディスクロージャー誌の縦覧
平成13年改正	◆員外監事・外部監査義務付けの基準（預金等総額）の引下げ （員外監事：1,000億円→50億円、 外部監査：2,000億円→500億円）	◆員外監事・外部監査義務付け基準（預金等総額）の引下げ （員外監事：1,000億円→50億円、 外部監査：2,000億円→500億円）※員外預金比率は変更なし
平成16年改正	◆外部監査義務付け基準（預金等総額）の引下げ	◆員外監事・外部監査義務付け基準（預金等総額、員外預金比率）の引

	(外部監査：500億円→200億円)	下げ (員外監事：員外預金比率：15%→10% 外部監査：500億円→200億円かつ員外預金比率：15%→10%)
平成17年改正	○職員の兼職・兼業制限撤廃 ○電磁的方法による議決権行使の導入 ○監事の任期の変更（最大3年→最大4年） ○業務報告書の総会の承認制から報告制への緩和	◆出資等の外部負債規制の廃止 ○電磁的方法による議決権行使の導入 ○監事の任期の変更（最大3年→最大4年） ○業務報告書の総会の承認制から報告制への緩和

(注) 上記表の印については、「○」：組織設計等の柔軟化、「◆」：組織設計等の規制をそれぞれ表している。

(*) 平成9年4月1日から1年を経過する日までの間に開始する事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは5,000億円（経過措置）。

信用金庫・信用組合の総会・総代会に関する取組み

		信用金庫 (287 金庫)	信用組合 (168 組合)
総会採用機関数		2 金庫	5 組合
総代会採用機関数		285 金庫	163 組合
【取組み】		<実施金庫数/総代会採用金庫数>	<実施組合数/総代会採用組合数>
総 代	定年制	99/285	6/163
	重任制限	11/285	1/163
総 代 会 制 度	総代会制度の開示状況	284/285	151/163
	開示項目		
	総代会の仕組み	283/285	129/163
	総代候補者選考基準	256/285	41/163
	総代の選考方法	279/285	94/163
	総代会の決議事項	274/285	128/163
	総代の氏名	269/285	93/163
	総代会の模様	65/285	45/163
	総代の属性別構成比	42/285	19/163
	会員・組合員の属性別構成比	26/285	7/163
	会員・組合員の意見を反映させる仕組み		
実施項目 (※複数回答あり)			
アンケートの実施	159/285	104/163	
モニター制度の導入・実施	16/285	5/163	
懇談会の実施	113/285	67/163	
総代会における報告 (会員・組合員の声を経営に反映したことについて説明を実施)		103/285	41/163

(注) 上記表における信用金庫数や信用組合数は平成 19 年 3 月末現在のもの。

(出典) 『「地域密着型金融推進計画」進捗状況 (平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月)』社団法人全国信用金庫協会、社団法人全国信用金庫協会調べ
 『「地域密着型金融推進計画」進捗状況 (平成 17 年 4 月～平成 19 年 3 月)』社団法人全国信用金庫中央協会

A信用金庫及びB信用組合のディスクロージャーからみる総（代）会の項目

	A信用金庫	B信用組合
総（代）会制度	総代会制度採用	総代会制度採用
総代会制度採用の理由	会員数が多く総会の開催は事実上不可能であるため。	組合員数が多く、充実した審議により組合員の総意を適正に反映するため。
総代の任期	3年	3年
総代の定数	200人以上250人以内 ※平成20年7月4日現在:244人	110人以上150人以内 ※平成20年3月31日現在:149人
総代候補者選考基準	<ul style="list-style-type: none"> ①資格要件 <ul style="list-style-type: none"> ・会員であること ②適格要件 <ul style="list-style-type: none"> ・総代としてふさわしい見識を有している者 ・良識をもって正しい判断ができる者 ・人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者 ・その他総代選考委員が適格と認めた者 	組合員であること
総代選任方法	<ul style="list-style-type: none"> ①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。 ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。 ③その総代候補者を会員が信任する。 	選挙区ごとにその選挙区に所属する組合員のうちから公平に選挙を行い選出
総代会議事内容	公表	公表
総代の氏名	公表	非公表

信用金庫・信用組合と銀行の決算等の状況

		信用金庫	信用組合	銀行		一部の銀行等（注5）
		信用金庫法	協同組合による金融事業に関する法律	銀行法	会社法	金融商品取引法
決算	年度	○ [38①]	○ [5条の7①]	○ [20①、②]	○（注3） [435②] [444③]	○ [24①]
	半期	—	—	○ [20①、②]	—	○（注6） [24条の5①]
	四半期	—	—	—	—	◇（注7） [24条の4の7①]
開示 （公衆縦覧）	年度	○ [89①（準用銀行法21）]	○ [6①（準用銀行法21）]	○ [21①、②]	○（注4） [442③]	○ [25②]
	半期	△ [89①（準用銀行法21）]	△ [6①（準用銀行法21）]	○ [21①、②]	—	○（注6） [25②]
	四半期	—（注1）	—	△ [21⑦]	—	◇（注7） [25②]
監査 （会計監査人）	年度	△（注2） [38条の2③]	△（注2） [5条の8③]	—	○（注3） [436②] [444④]	○ [193条の2①]
	半期	—	—	—	—	○（注6） [193条の2①]
	四半期	—	—	—	—	◇（レビュー） （注7） [193条の2①]

※ 上記表中、[] 内の番号は各法律の条項、「○（義務）」及び「△（努力義務）」は、原則として、その義務対象範囲に連結を含む。

「◇」は、一定の要件に該当する銀行のみ義務であり、義務対象範囲に連結を含む（ただし、四半期報告書に係る規定は連結のみ。）。

（注1）信金中金には、信用金庫法において公衆縦覧（四半期）の努力義務あり。

（注2）特定金庫（預金等総額200億以上等）、特定組合（預金等総額200億以上かつ員外預金比率が10%以上等）は会計監査義務あり。

（注3）第444条の適用は有価証券報告書提出義務のある銀行のみ。

（注4）単体のみ義務あり。なお、閲覧謄写を請求することができる者は株主及び債権者。

（注5）上場銀行、その発行する有価証券の募集又は売出しについて有価証券届出書を提出した銀行、株主数1千人以上の非上場銀行、優先出資証券を上場している信金中金は金融商品取引法の適用あり。

（注6）四半期報告書の提出義務がない場合に適用あり。

（注7）四半期報告書に係る規定は、上場銀行、優先出資証券を上場している信金中金に対し適用あり。